

6 輸 国 第 1 4 1 8 号

関税割当公表第 65 号の 3

令和 6 年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当て
（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。
以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 6 年 7 月 25 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36
号）別表第 1 第 1005.90 号に規定するもののうち、コーンスターチの製造
に使用するもの）

2 用途及び割当数量

(1) 糖 化 用	313,246 トン
(2) 一 般 用	94,073 トン
(3) 新規用途用	182,188 トン
合計割当数量	589,507 トン

3 通関期限 令和 6 年 9 月 30 日

第 2 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課

農林水産省農産局地域作物課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

令和6年8月1日（木）から同年8月7日（水）まで（必着）

- 2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格、割当基準、提出書類、関税割当申請書等の提出方法等

関税割当申請者の資格、割当基準、提出書類、関税割当申請書等の提出方法、報告等、関税割当証明書の返納、関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効、その他関係事項に関しては、令和6年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて（令和6年3月11日付け5輸国第4471号関税割当公表第65号。以下「上期手続公表」という。）による。

ただし、上期手続公表の規定に基づき、関税割当申請書及び上期手続公表第6に掲げる書類を提出した者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。